

第六編 戰時統時代

第一章 戦局の拡大と関連業界の

大勢

第一節 第二次世界大戦の推移

独ソ不可侵条約が締結されたのは昭和十四年八月二十三日であったが、日、独、伊、三国同盟条約問題で五十四回も閣議を開いてなお決しなかつた平沼内閣は、この報に接すると「複雑怪奇」のことばをのこして退陣した。

英仏がドイツに対し宣戦を布告したのは、それから十一日後の九月三日であった。こうして戦火はアジャからヨーロッパに拡がり、第二次世界大戦がはじまつたのであるが、昭和十六年十二月八日を期して日本が対米英宣戦を布告すると、続いて独、伊も対米宣戦を布告、遂に地球を挙げての未曾有の大戦が展開されるに至つた。

支那事変以来次第に強化されていった戦時経済統制が一段と強化されたのはこの第二次大戦の勃発以後であつたが、パンがこの統制の大波に呑みこまれていつたことはいうまでもない。そのパンが自由販売に復元したのは昭和二十七年五月八日であるから、足かけ一四年に亘つて強力な統制時代がつづいたことになる。しかしこの統制時代は戦前と戦後に分れる。従つてここではこの統制時代を戦前と戦後に両分して言及するが、まず戦前の一般状勢並びに食糧統制の概要を年譜によつて示せば次の通りである。

第二次大戦の推移年譜

年	月	日	事項
昭和十四年	八月	二三	独ソ不可侵条約成立
九月	三	英仏がドイツに宣戦布告（第二次欧州大戦勃発）	

一八	一七	一六	日本軍南部仮印上陸開始
九	五	二	東条内閣成立
五	二	一	御前会議で対米英開戦議決
二	一	〇	日本米英に宣戦布告（太平洋戦争勃発）真珠湾爆撃
一	一	一	マレー半島上陸
九	二	〇	マレー沖海戦
二	一	一	独伊対米宣戦布告
一	一	一	ホンコン占領
九	一	一	マニラ占領
二	一	一	日独伊軍事協定成立
一	一	一	シンガポール攻略
九	一	一	米空軍日本本土初空襲
九	一	一	コレヒドール島占領、サンゴ海々戦
九	一	一	ミッドウェー海戦（敗戦のきさし）
九	一	一	米軍ガダルカナル島上陸（米軍反攻の発端）
九	一	一	スターリングラードでソ連軍反攻を開始
九	一	一	スターリングラードの独軍降伏
九	一	一	ガダルカナル島の日本軍敗退
九	一	一	北アフリカ戦線の独伊軍降伏
九	一	一	伊バドリオ政権無条件降伏

東部戦線でソ連軍反攻開始

昭和二十年 五月 ドイツ降伏

連合軍北仏ノルマンディーに上陸

開戦頭初破竹の勢をみせた日本軍に敗戦のきさしがみえたのは、昭和十七年六月五日のミッドウェー海戦における敗北であり、米軍が反攻に転じたのは同年八月七日の米軍のガダルカナル島上陸以後であつた。

マリアナ沖海戦で日本軍敗北
日本インバール退却開始

それでも日本軍は決戦体制を強化し、國の総力を挙げて斗つたのであるが、昭和十八年九月にはイタリヤが降伏し、二十年五月にはドイツが降伏して、遂に日本は孤立無援の窮地に陥つたのである。その結果日本がボッダム宣言受諾の回答を連合国に送つたのは、昭和二十年八月十四日であった。こうして足かけ七年にわたる第二次世界大戦は終つたのであるが、こうした戦局の拡大と日本の敗勢の進行に正比例して経済統制は強化され、その結果パン業界もご他聞にもれず漸減的打撃をこうむつたのである。

第二節 戰時経済統制の推移

昭和十四年九月の第一次世界大戦勃発から、昭和二十年八月までの戦時経済統制の進行状態は次の年譜記載の通りである。

戦時経済統制の推移（除食糧）

年	月	日	事項
昭和十四年	九月	三	第一次世界大戦勃発
	一〇	一	電力の消費規正実施
昭和十五年	二月	一八	賃銀、地代、家賃、電力等の調整令公布
昭和十六年	六月	一〇	米六ヵ月後日米通商条約失効を通告
昭和十六年十一月	九月	一	青少年雇入れ制限令公布
昭和十八年九月	十月	一一	太平洋戦争勃発
昭和十八年十月	十一月	一二	独ソ開戦
昭和十九年九月	一二月	一九	イタリー降伏

以上の通りであつて、これを更に圧縮すると次の通りである。

昭和十四年九月	歐州大戦勃発
昭和十六年六月	獨ソ開戦
昭和十六年十一月	太平洋戦争勃発
昭和十八年九月	イタリー降伏

一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一九	一二	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一九	一九	一九	
電力消費規正実施	生活必需物資統制令公布	買占、売惜、抱合せ販売の禁止	企業許可令公布	産業設備協同法公布	労務統制令実施	企業整備令公布	電力及電灯の消費規正	企業大整備断行	商工組合法公布	戦力増強企業整備要項の発表	工場就業時間制限令の廃止	東京都制施行	商工組合から統制組合への移行開始	人口疎開を閣議決定	都市疎開実施要綱の発表	国民登録範囲の拡大	学童給食、空地利用、疎開促進要綱の発表	東京初の大空襲、以下全国都市の爆撃はじまる	ドイツ無条件降伏	企業再整備、利潤保証収納斷行の決定	石炭配給統制法公布	奢侈品の製造販売制限の実施	経理、資金、賃銀等の統制実施	國民服令公布

一〇	八	八	八	八	七	七	六	三二	三二	二二	二二	二六	八	八	八	八	八	八	七	七	六	一〇	一〇	一〇
ソ連対日参戦	決戦食糧解決方策発表	ボツダム宣言受諾決定	天皇が宣言受諾と降伏を放送	戰時緊急措置法公布	国内戦場化に伴う食糧対策の応急措置発表	ボツダム宣言発表																		

ついで昭和十七年五月には企業整備令が公布されて、既に着々進行中であつた企業整備の法的裏付けが為された。

しかしこの第一次企業整備は戦局の悪化と共に更に強化する必要にせまられたので、昭和十八年六月一日には戦力増強、企業整備要綱なるものが発表され、第二次企業整備が断行された。

しかし戦局が更に悪化したので、昭和二十一年五月十一日には第三次企業整備断行の方針が示されたのであるが、そんな整備をするまでもなくアメリカのB二九の大編隊が大部分の企業を焼き払つてしまい、遂に同年八月十四日をもつて戦争終結という結果になつてしまつたのである。

第三節 戰時食糧統制の推移

米穀を中心とした食糧事情の推移をみるとそのあらましは次の年譜記載の通りである。

米穀の統制年譜

年 次

昭和

事 項

一九四五年七月一〇日～一九四六年二月二二日

米穀配給統制法公布
全米商連創立
日本米穀株式会社創立
九・一八物価停止令公布
全国正米市場廃止
農林省に食糧局新設決定
米穀強制買入制実施
米穀掲精制限令制定
暴利行為取締規則公布
米穀強制出荷命令発動
高知市で全国初の米切符制
六大都市で砂糖・マツチの切符制
米穀管理規則公布
小麦粉配給統制規則公布
臨時米穀配給統制規則公布
農林省に食糧管理局設置
飯米割当通帳制実施（東京）
麦類国家管理断行
米穀配給統制規則公布
小麦等製造配給統制規則公布
中央食糧協力会成立
麦類配給統制規則公布
小麦等製造配給統制規則公布
中央食糧協力会成立

一九四六年三月一〇日～一九四七年二月二二日

一九四七年三月二二日～一九四八年二月二二日

米穀國家管理実施要綱決定
食肉配給統制規則公布
米穀配給統制規則実施
食糧管理法公布（七月実施）
東京でパン類切符制を実施
中央食糧管團設立
地方食糧管團設立（パンは地方食糧管團扱いとなる）
東京食パン販統銷設立
米穀掲精度九四%から九八%へ引上げ
玄米配給開始
業務用米の配給停止
米穀掲精度九九%に引下げ
百貨店食堂の雑炊食堂への切替
軒並配給を実施
六大都市の学童給食を実施
小麦粉及パン・メンの末端配給機構整備要綱成る
六大都市学童給食パンに切替られる
隣組一括持込配給実施
指定パン類販売店舗を廃しこれを米穀配給所から配給する
パン類の業務用配給停止
国民義勇隊の結成
主食一割減配決定
一五日終戦の大詔玉音放送

以上の通りであつて、食糧の末端配給統制に手をつけられたのは昭和十四年四月であつたが、この統制が本格化したのは昭和十七年二月の食糧管理法の制定以後であつた。

この法律によつて中央食糧管団が発足したのは同年の七月であり、地方食糧管団が発足したのは翌八月であつたが、「主要食糧」と規定されたパンは地方食糧管団扱いとなつた。こうしてパンは菓子と明確に区分され、地方食糧管団と称する米屋集団の傘下に入つたのであるが、製菓と製パン企業が分離された結果、製菓業は不要不急の産業として衰微の方向をたどり、製パン業は有力な米の代替食糧工業としての地位を確立することについた。しかしその反面地方食糧管団によつてまづその流通部門をとりあげられ、さらに生産部門を支配され、部分的にはその生産部門まで管団に吸収されて、転廃業を余儀なくされるという結果になつたのである。

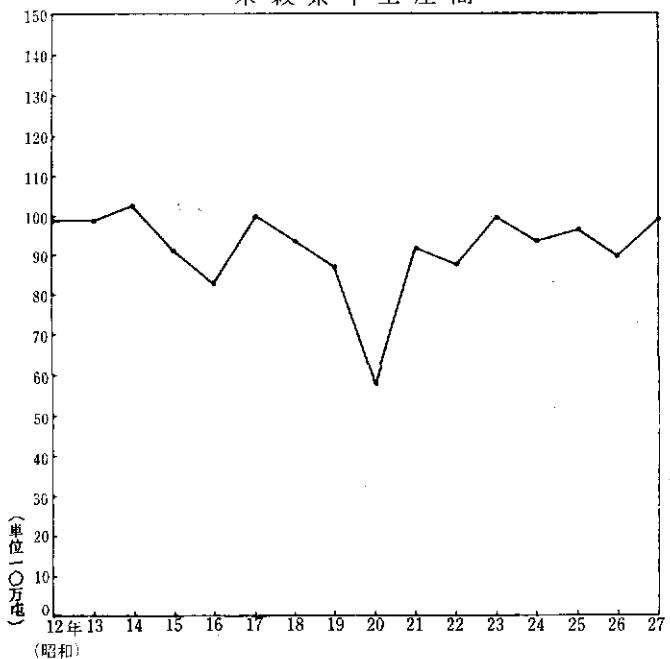
なお食糧事情の大局を決した米穀生産高の推移は別表の通りであつて、昭和十四年に一千三十万屯を突破した収獲高が昭和二十年には五百八十七万屯に激減した。約半減したことになるが、その原因の大半が人手不足と肥料の欠乏にあることはいうまでもない。

また戦時統制中の小麦粉、砂糖、菓子、パン、メンの生産高も別表の通りであつて、これをみるとパンの抬頭と菓子の沈滞が最も印象的である。

小麦粉・砂糖・パン・メン・菓子生産高表

年次 (指數)	米 穀 小麦粉 砂 糖 パン メン 菓 子							
	米 (千屯) 二二 (指數)	穀 (千袋) 一三 (指數)	小麦 (千袋) 一四 (指數)	砂 (十萬円) 一四 (指數)	糖 (十萬円) 一五 (指數)	パン (百屯) 一五 (指數)	メ (百万円) 一五 (指數)	菓 (百萬円) 一七 (指數)
九、一 一一八	九、八八〇	三六、五〇三	一、七三八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇、一 一二八	一〇、三四四	三六、五〇五	一、七三八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一一、〇 九五	一一、一〇五	一、一七〇	一、一〇〇	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
一二、〇 三七〇	一二、三〇〇	一、一七五	七七二	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
一二、〇 一七七	一二、三〇〇	六六七	四二二	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八

米穀累年生産高

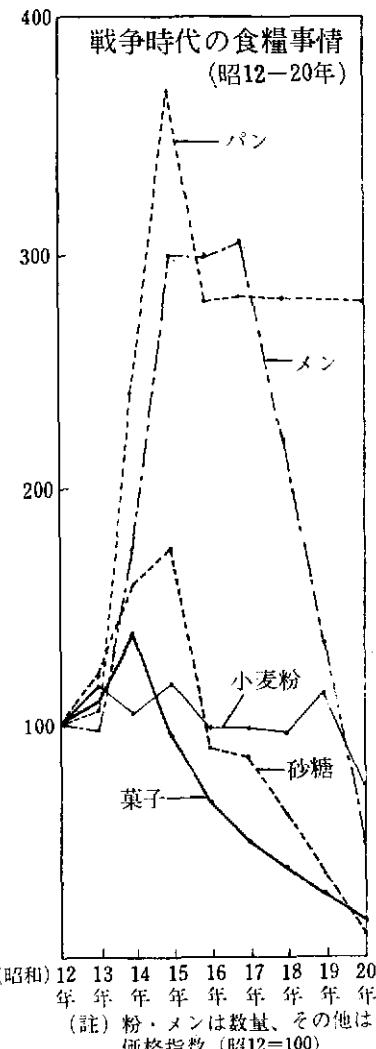


一〇、一 一九、八	八、二	九、八	七、七	六、六	五、五	四、四	三、三	二、二	一、一
九、四 三三、二	九、四 三二、一	九、四 三一、一	九、四 三〇、九	九、四 二九、八	九、四 二八、七	九、四 二七、六	九、四 二六、五	九、四 二五、四	九、四 二四、三
八、七 八三、〇	八、七八三								
九、七 七九	九、七九								
一、一五 九七九	一、一五								
七、四 九七九	七、四								
一、五 三三七	一、五								
一、五 二三六	一、五								
二、八 二八〇	二、八								
二、八 二八二	二、八								
三、〇 三〇五	三、〇								
八、六 八六七	八、六								

年次別	月	事項
昭和五	一	小麦輸入協会の設立（輸入統制）
昭和六	二	小麦及び小麦粉最高販売価格の設定
昭和七	一	全國製粉工業組合の設立
昭和八	二	全國製粉協会の設立
昭和九	三	小麦粉等配給統制規則の実施
昭和九	四	全國製粉配給統制規則の創立（一元統制）
昭和九	五月	麦類全量政府買上げ決定
昭和九	六	麦類配給統制規則公布実施
昭和九	七月	小麦粉等製造配給統制規則実施
昭和九	八	小麦粉最高販売価格五円三〇銭に引下げられ一五社
昭和九	九	製造小麦粉六種類に限定
昭和九	十月	食糧管理法公布（七月施行）
昭和九	十一月	小麦粉銘柄を二種類に制限
昭和九	十二月	日本小麦輸出組合解散
昭和九	一月	日本飼料統制株式会社設立
昭和九	二月	小麦粉の一本挽決定
昭和九	三月	内田農相製粉歩止り九三%引上を有力製粉会社に指

食パンの主原料は小麦粉であり、菓子パンの主原料は小麦粉及び砂糖であるが、第一次世界大戦までのこれが統制の進行過程をみると、あらまし以下の通りである。

小麦及び小麦粉統制年譜



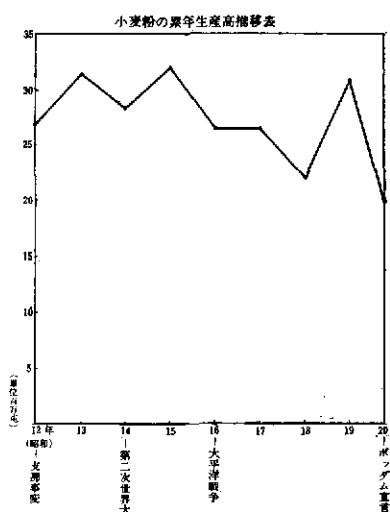
砂糖の統制年譜

年次別	月	事項
一昭四和	四	三度目の砂糖消費税引上実施され、その公定価格指定される
一九四〇	八	砂糖元売商業組合設立
一九四一	九	日本砂糖配給株式会社設立（一元的配給統制）
一九四二	一〇	全国にかけ六大城市で砂糖の切符制配給開始
一九四三	一一	砂糖配給統制規則公布実施
一九四四	一二	砂糖輸入税改訂
一九四五	一六	公定価格改訂消費税増徵
一九四六	一八	北糖磯分内酵母工場拡張
一九四七	一九	砂糖消費税二割引上げ
一九四八	一〇	日本砂糖配給株式会社設立に改訂、委託販売元から買取販売へ移行
一九四九	一一	日本砂糖統元売組合を合併、砂糖の一般配給杜絶、ヤミ価暴騰
一九五〇	一二	民需用在庫二二万ピクル軍用二三万ピクルに減少
一九五一	一六	商工省内地精製設備の転用を発表
一九五二	一七	規格改訂純白糖廃止
一九五三	一八	日本砂糖統元売組合を合併、砂糖の一般配給杜絶、ヤミ価暴騰
一九五四	一九	民需用在庫二二万ピクル軍用二三万ピクルに減少

まづ小麦粉からみていくと、米国及カナダからの小麦の輸入が杜絶したのは昭和十二年であり、アルゼンチンからの輸入杜絶は十三年、中華民国からの杜絶は十四年、濠洲その他からの杜絶は十六年である。従つて太平洋戦争期間中のパンの原料はすべて内麦であつたことになるが、支那事変から終戦までの小麦及び小麦粉の生産高をみると、以下の通りである。

戦時中の小麦及び小麦粉生産高

年次別	小麦 (千石)	小麦粉 (千袋)
昭和一二年	九、九九六	一七、一六一
一九四三年	九、九二七	三一、五〇三
一九四四年	一三、一四四	二八、四〇八
一九四五年	一三、〇九四	三三、〇一〇
一九四六年	一〇、六六五	二六、五五二
一九四七年	一〇、一五七	二六、四四六
一九四八年	一〇、一五〇	二三、九四〇
一九四九年	一〇、一九二	二九、九七七
一九五〇年	一九、八九一	一九、八九一



これは戦争末期の需給事情のいちぢるしい悪化を示すものであるが、小麦及び小麦粉統制の推移をみると前掲の通りであつて、小麦粉の最高販売価格がきまつたのは昭和十四年の十二月であり、その配給統制規則が実施されたのは翌十五年の八月であった。それ以来統制は急速に強化され、製菓用の割当減少とパン・メン用割当の増大がめだつていつたのであるが、こうした統制の強化と正比例して、小麦粉の銘柄は次々に整理縮少され、遂にはそれが全廃されて一本挽きとなつたのである。また製粉歩止りが次第に引上げられていつたことはいうまでもないが、これと併行してパン用小麦粉にまぜられる未利用資粉に属する代替粉の割合があえでいつた。つぎに砂糖事情をみると、戦局の悪化と共にその生産が低下していくことは次表記載の通りである。

砂糖生産高の推移（単位：屯）

年次別	粗 糖			精 製 糖	糖 蜜 合	計
	粗	糖	蜜			
昭和一二年	八七、三三二	四四三、八四三	二一、二九八	五五二、四七三		
一二	一一、七七九	五〇八、一九九	五二、二九八	六八三、二七六		
一三	一一、七七九	五〇八、一九九	五二、二九八	五八〇、四七五		
一四	一一、七七九	四二一、一六一	三三、一七六	四二二、四七四		
一五	一一、七七九	四九九	二八、二八九	二七七、〇九九		
一六	一一、七七九	四九九	二八、二八九	一七六、三九五		
一七	一一、七七九	四九九	二八、二八九	一一、二七八		
一八	一一、七七九	四九九	二八、二八九	一四七、四四四		
一九	一一、七七九	四九九	二八、二八九	九六、四七二		
二〇	一一、七七九	四九九	二八、二八九	一七六、三九五		
五八六	八、二七四	七八五	九、六四五			

もない。なお糖蜜の減少はイースト生産の減退となり、これが生パン生産の大きな支障となつた。

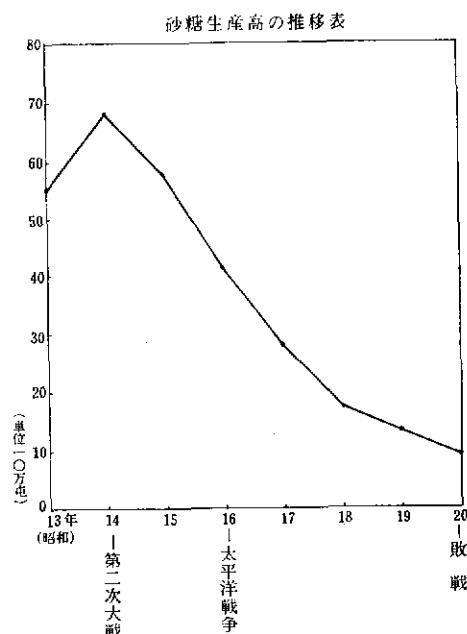
砂糖統制の進行は前掲年譜記載の通りであつて、その公定価格が決定したのは、第二次大戦勃発以前の昭和十四年四月であった。そして六大都市で他の物資にさきがけてキップ制配給となつたのは翌十五年の六月であり純白糖の廃止が決定したのは昭和十八年の十一月、一般配給の杜絶は翌十九年であった。

こうして終戦を迎えたのであるが、敗戦の結果日本は砂糖の給源であつた台湾を放棄したので、以後原料糖は大部分輸入に俟まつ外なき事態となつたのである。

第五節 戦時菓子業統制の推移

これでみると昭和十三年の六十八万屯が、終戦の年の昭和二十年には一萬屯弱に低下している。そしてこれが製菓産業の潰滅的打撃となつたことはいうまでもないが、菓子パンにとつての大打撃であったこともいうまで

戦争の拡大と共に製菓産業は不要不急の産業として白眼視せられていつたのであるが、従来菓子の一部扱いされていた乾パンと生パン部門は製菓産業から離脱して主要食糧扱いされることになつた。



以下は菓子部門の戦時統制の進行を示す年譜である。

菓子の統制年譜

年次別	月	事項	項
昭和十五年	六月	日本菓子工業組合連合会設立	
"	"	菓子公定価格設定、十九規格に整理	
十六年	四月	森永配給株式会社発足	
"	"	東京府食パン販売統制倣設立	
"	"	菓子配給統制要綱成る	
十七年	一月	日本菓工連菓子工業整理統合要綱を作成、第一次企業整備を実施	
"	"	全国製パン業組合連合会結成	
十八年	四月	パンの切符制販売開始	
"	"	森永ベルトライン協会解散	
十九年	一月	全国菓子統制組合の設立	
"	"	菓子製造企業整備要綱決定、第二次企業整備実施	

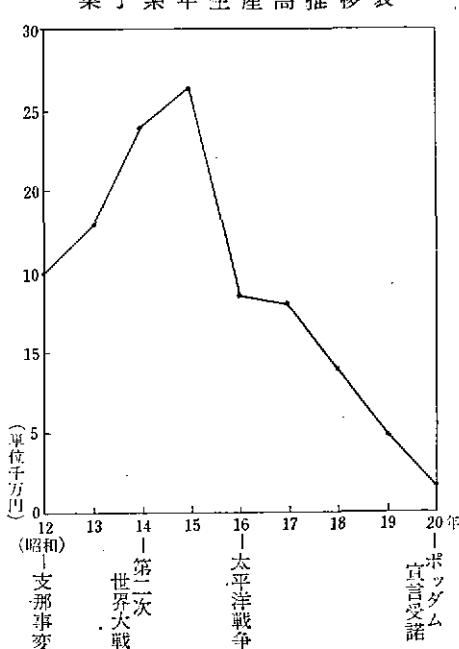
本表記載の通り日本菓子工連の結成をみたのは昭和十五年の六月であったが、これが砂糖供給事情の悪化を反映した現象であることはいうまでもない。

次第に乏しくなつていく菓子の分配のための「菓子配給統制要綱」がきつたのは、昭和十六年の六月であり、「菓子工業整理統合要綱」がきつたのは同年十月であった。そして生パン部門がこの製菓部門との袂別体制をととのえたのは同年十一月八日であり、それが全国製パン業組合連合会の結成であったことはいうまでもない。

また第二次の製菓業整備要綱がきつたのは昭和十八年の十一月であつ

た。戦前一〇万と称せられた製菓企業は第一次整備の結果約二万に淘汰され、第二次整備の結果それがさらに八千八百に淘汰された。しかしこれが実施にうつるころには原料の砂糖の割当は殆どなきに等しかつた。そしてその次に来たものは都市の相次ぐ爆撃であり、工場と店の焼失であつた。

菓子年累生産高推移表



しかしながら以上はあくまで一般状勢であり、これには例外があつた。それはビスケット工場が軍用乾パン工場として活用されたことと、第一級の大型製菓企業である明治、森永と渡辺製菓が軍指定工場として活用されたということである。戦後これらの大手の復興が早かつたのは決して偶然ではない。

なお菓子生産額の推移は次の通りである。

菓子生産額の推移表

年次別	金額(千円)	備考
昭和二年	一四七、九九三	
三年	一七八、七七六	

昭和一四年

一四一、一四二
二六六、七〇七

第一次世界大戦
太平洋戦争

ボラグム宣言受諾

一五
一六
一七
一八
一九
二〇

一一三五、五四五
一二九、七九六
一八、六七一
一

ボラグム宣言受諾

これをみても菓子業界の戦争被害が如何に大きかつたかがわかるはずである。

第六節 戰時生パン統制の推移

以上はパンの関連業界の推移のあらましであるが、パン業界の状勢をみると次の年譜記載の通りである。
なお年譜に言及するまえにパンの累年生産高を示す。

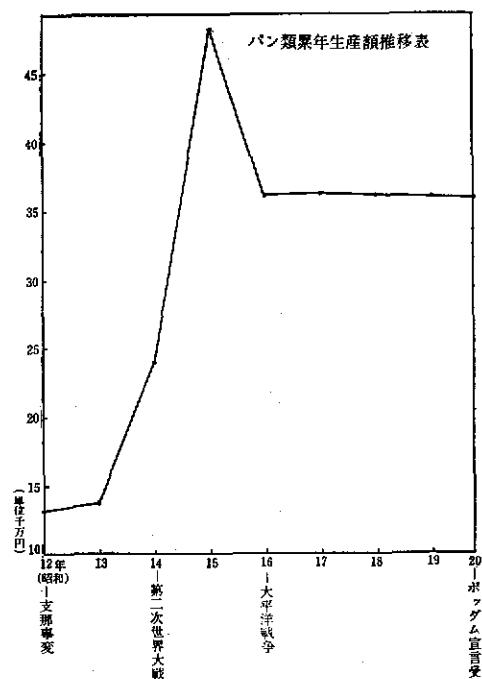
生パン生産額推移表

年次別 昭和十二年	金額(千円)		数量(屯)
	金額(千円)	数量(屯)	
一一三、一一七	一一三、八〇〇	七七、〇〇〇	
一一四、〇〇〇	一一四、〇〇〇	七七、〇〇〇	
一一五、一〇〇	一一五、一〇〇	五一、八〇〇	
一一六、一〇〇	一一六、一〇〇	三九、六〇〇	
一一七、一〇〇	一一七、一〇〇	三五、〇〇〇	
一一八、一〇〇	一一八、一〇〇	三五、〇〇〇	
一一九、一〇〇	一一九、一〇〇	三六、〇五八	
一二〇、一〇〇	一二〇、一〇〇	一	

年次別 昭和十三年	生産高(ボンド)	
	生産高(ボンド)	生産高(ボンド)
一一、一〇五、〇〇〇	一一、一〇五、〇〇〇	
三、〇八六、〇〇〇	三、〇八六、〇〇〇	
四、〇〇一、〇〇〇	四、〇〇一、〇〇〇	
五、四七七、〇〇〇	五、四七七、〇〇〇	
五、四一六、〇〇〇	五、四一六、〇〇〇	

以上が製パン高の推移であるが、これでよくわかるようにパンの生産高は砂糖や菓子のように急減していない。しかし太平洋戦争以後その生産量が下降線をたどつていることは事実であるが、これは砂糖の欠乏によつて菓子パンの生産が減退したことと、糖蜜の不足によつてイーストの生産が減退したことなどに主たる原因を求めるべきであろう。いまここで参考までにこの時代のイースト生産高の推移を示せば次の通りである。

イースト生産高の推移



昭和十八年

"十九

"二十

四、三三三、〇〇〇
三、六八五、〇〇〇
二、九六四、〇〇〇

これでみると太平洋戦争の勃発以後イースト生産高は減少の一途をたどっているが、これが原料糖蜜の不足に因ることはいうまでもない。

ここで方向を転じて業界年譜に言及するとあらまし次の通りである。

生パン統制年譜

年	月	日	事項
昭和十五年	九月	一〇	
昭和十六年	八月	一八	第一次世界大戦勃発
昭和十七年	七月	一九	北海道製糖機分内工場生イーストの生産開始
昭和十八年	六月	一〇	日暮工連の創立(パンを含む)
昭和十九年	五月	一九	日暮工連の企業整備要項成る(パンを含む)
昭和二十年	四月	二一	全日本製パン業組合連合会創立
昭和二十一年	三月	二二	企業許可令公布
昭和二十二年	二月	二三	太平洋戦争勃発
昭和二十三年	一月	二四	食糧管理法公布(七月実施)
昭和二十四年	十二月	二五	六大都市でパン類の切符制配給開始
昭和二十五年	十一月	二六	小売業整備要綱決定
昭和二十六年	十月	二七	企業整備令公布
昭和二十七年	九月	二八	中央食糧官設立命令

地方食糧官設立命令

パン類の生産配給地方食糧官扱いとなる

東京府食パン販売統制会社設立

商工組合法公布

戦力増強企業整備要綱発表(第一次整備)

第二次小売業整備要綱発表

未利用資源を含むパンの価格改訂告示

六大都市の学童給食パンに切替られる。パン工業組合の統制組合への移行はじまる

パン類指定販売店経由配給官團配給となる

パン類米穀配給所の綜合配給となる

ドイツ無条件降伏

主食配給の一割減決定

日本ボッダム宣言受諾、終戦

一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一
八	九	一〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九
七	八	九	一〇	一一	一二	一二	一三	一三	一四	一五	一六
六	七	八	九	一〇	一一	一二	一二	一三	一三	一四	一五
五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一二	一三	一三	一四
四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一二	一三	一四
三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一二	一三
二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一二
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二

これでみてもわかるようにパンの統制の第一歩は価格統制からはじまつてゐる。しかしそのまえから外米の輸入が不安定になつており、砂糖が欠乏しているので、これがパンの伸びを抑える役割を果していたことは否定しがたい事実であるが、それはともかくとして価格統制の次に来たものは企業整備の至上命令であつた。問題はこの企業整備の性格であるが、政府のねらいとするところは製菓業を不要不急の産業として思い切つて整理淘汰することにあつた。しかし製菓業は複雑にして多岐に亘つてゐるので、政府の手ではその具体案がまとまらない。そこで政府は菓子工業組合の全国団体をつくりさせ、これに整理の具体案を作成せしめてこれを取捨選択する方針をとつたのであるが、當時パン業者はすべてこの日暮工連の傘下につた。ところが老舗の多い菓子業界の中でのパン業者の発言力は極めて弱い。そのためにパン業者が菓子とパンの相違を主張してもそれが容認され

る可能性は全くないに等しかつた。そこでパン業者はその独自性を主張しパンの主食としての性格を明かにして十把一からげの企業整備を避けるために、パン業者独自の地域団体をつくり、その全国的連合組織をつくる必要にせまられたのである。

こうして太平洋戦争開始一ヶ月前の昭和十六年十一月八日に、全国製パン業組合連合会の結成をみたのであるが、現実の企業整備計画は地方府と業者との間ですすめられた。そしてその整備が一次二次と二回に亘つて行われたことは、他の企業体と全く同じであるが、第二次の整備には地方食糧當団が介入した為に業界の足並みはいちぢるしくみだれた。

またパンが菓子とその性格を全然異にする点を強調した結果、菓子パンをふくめたパン全体があたらしく制定された食糧管理法によつて「主要食糧」の列に加えられ、地方食糧當団取扱いの米穀代替食糧となつた為に、この地方食糧當団の圧力によつてその自主性をいちぢるしくそこなわれる結果となつた。

業者団体のうきをみると、日菓工連から分離独立したパン業者の多くは、はじめ任意組合であつたが、それが次第にパン工業組合に改組され、さらにそれが次の段階では統制組合に移行していく。

それにも拘らず全国団体が工組連合会としての性格を持ち得なかつたのは、パンが地方食糧當団扱いとなり、その委託加工形態をとつたからに外ならない。

以上が戦時中におけるパン業界変貌のあらましであるが以下項を分つてその個々の内容に言及する。

第二章 パンの統制と企業整備

第一節 全パン、パン工組、パン統時代

まづ業者団体の推移を概観すると、前述の通り全国製パン業組合連合会

の結成をみたのは昭和十六年十一月八日で、その会場は東京日暮の雅叙園においてであつた。

これが設立の急務を主張したのは元陸軍糧秣廠長の丸本彰造（主計少将）である。その論拠が近代戦においてパンが果す役割が大きいとする点にあつたことはいうまでもないが、この新團体設立の推進役を買つて出たのは日本イースト社長柴山久喜であつた。パンが不要不急といわれる菓子と共に軽視されることになると、イースト産業の没落も必至だから彼が先頭に立つたということは偶然ではないが、この新團体の設立に最も積極的だつたのは大阪の浅香忠雄氏（木村家）と岡山の梶谷忠二氏（岡山木村屋）と、奈良の松村実之助氏の三人であつた。

それはともかくとしてこの全国團体の構成をここに示せばあらまし以下の通りである。

全国製パン業組合連合会（昭和一六年一一月八日設立）創立

当時の顔ぶれ

相談役 木村栄三郎（東京木村屋） 森利蔵（大阪木村屋）

理事長 丸本 彰造（元糧秣廠長）

副理事長 相馬 安雄（中村屋）

専務理事 柴山 久喜（日本イースト）

常務理事（常勤） 白鳥三朝（東京）
〃 〃 金森四郎（東京）

常務理事 田中 元蔵（名古屋—敷島パン）
〃 島倉孝太郎（富山県）

〃 松村実之助（奈良県）

理事 打木 吉則（神奈川） 横谷忠一（岡山） 佐藤岸太郎（大分）
中井金寿郎（京都） 滝本登（兵庫） 吉武正右衛門（北海道）

監事 森 慶司（山形） 高世政吉（新潟）

事務局 安達 岩、山本 岩、木村三郎

事務所 丸の内三菱仲三号館

なお全パン連創立当時の単位組合とその代表者は次の通りであつた。

単位組合とその代表者(昭一七現在)

——関東地方——

東京食パン製造工業組合	白鳥 三朝
東京菓子パン工業組合	木村栄三郎
東京多摩パン工業組合	木下 為吉
横浜パン洋菓子組合	打木 吉則
埼玉製パン業組合	石山近三郎
千葉県製パン業組合	鈴木 清
群馬県製パン業組合	松浦福三郎
茨城県〃	木下 四郎
栃木県パン製造業組合連合会	福田富三郎
山梨製パン業組合	大輪 美則
——北海道・東北地方——	
全パン連北海道支部	吉武正右衛門
青森食パン合同組合	越野 謙三
宮城県製パン連合会	針生 次郎
仙台製パン業組合	中村 猛
秋田共同製パン工場	鈴木 重昌
山形県製パン工業組合	森 慶司
福島パン工業小組合	斎藤 豊後
——北陸・信越地方——	
新潟県食パン報国組合	高世 政信
長野県製パン業組合	小松 精市
石川県製パン業組合	中村喜三郎
富山県製パン工業会	島倉孝太郎
福井県製パン業組合	大江五四三

——東海地方——

静岡県
名古屋製パン工業組合

愛知県製パン業組合

岐阜県製パン業組合

三重県製パン業組合

——近畿地方——

大阪製パン工業組合

京都〃

兵庫県製パン統制組合

奈良県製パン工業組合

和歌山県〃

滋賀県製パン業組合

鳥取県製パン業組合

島根県製パン統制組合

岡山県製パン業組合

広島製パン工業組合

山口県製パン業組合

香川県製パン組合

徳島県製パン業組合

愛媛県パン業組合

高知県製パン工業組合

——四国地方——

高知県製パン工業組合

香川県製パン組合

徳島県製パン業組合

愛媛県パン業組合

高知県製パン工業組合

——九州地方——

福岡県パン組合連合会

佐賀県パン工業組合

新潟県食パン報国組合	玉津島荒一	未結成
長野県製パン業組合	大木他一郎	田中 元蔵
石川県製パン業組合	大西 健一	村井 義一
富山県製パン工業会	榎本 金次	東出長次郎
福井県製パン業組合	豊福 哲二	吉田 善次
——北陸・信越地方——	佐藤岸太郎	

長崎県製パン工業組合

竹田 次郎

宮崎県パン工業組合

日高 源治

熊本県製パン工業組合

松石鶴次郎

鹿児島県パン工業組合

福谷 君定

沖縄

未 結 成

以上の通りで参加団体四八があつたが、そのうち法人格をもつたパン工業組合は十五で、のこりの三十三団体は任意組合であつた。任意組合がこのように多かつたのは、大部分のパン業者がまだ菓子工組のメンバーであつたということに外ならないが、當時菓子工組は砂糖割当基準について強力な発言権をもつていた。したがつてこれに反旗をひるがえすことはたいへんことであつたから、なかなか工業組合としての独立が容易でなかつたことを示すものである。

しかしこの全国団体結成後間もなくパン工業組合網は全国的に行きわたつた。

その理由はパンの扱いが地方食糧営団扱いとなつても、業者団体はこれを存置するという、次のような政府の指導方針が明示されたからであつた。

一、製造加工業者は営団設立後と雖も、原則として独立の企業者として存置するものとし、営団はこれらの業者に委託または買取り等の方法により製造加工をなさしめるものとする。

二、製造加工業に関する道府県の工業組合はこれを存置するものとし中央食糧営団（製パンについては地方食糧営団）は道府県の工業組合を通じ委託または買取の方法により、業者に製造加工をなさしめるものとする。これが工業組合設立を容易ならしめた根拠であつた。

新団体に課せられた当面の急務は、いうまでもなくパンの主食としての地位を確立することと、その前提に立つて次第に乏しくなつていく原料副資材を確保することと、パンの主食としての地位を確認した上で企業整備を推進するということであつた。

しかし食パンは別として菓子パンが主要食糧であるか嗜好食糧であるかは、誰が考へても容易に割り切れない微妙な問題であつた。

そこで菓子パンが主要食糧であること主張するために考えだされたのが「味付パン」という名称であつた。これは苦肉の策としてかんがえ出されたものではあつたが、戦局が悪化して原料事情が窮屈してくると、小豆アンのパンなどはともできなくなる。その結果所謂アンパン、ジャムパン、クリームパンは姿を消し文字通りの味付パンとなり、その砂糖味も次第にうすくなつて遂に消え去つて行くという結果をたどつた。

何れにしてもこうして生パンは挙げて地方食糧営団の傘下に入ることになつたのであるが、戦局がさらに悪化すると更に徹底した企業整備の必要にせまられるに至つた。こうなると統制力の薄弱な工業組合などでは局面をのりきれるものではない。

そこで工業組合を強力な統制権をもつた統制組合に改組する問題が日程にのぼつてきたのである。

第二次企業整備の大綱を示した「戦力増強企業整備要綱」なるものが、政府から発表されたのは昭和十八年の六月一日であつたが、パン工業組合の統制組合への改組が現実に日程にのぼつたのはこの年の秋であつた。こうして再組織された統制組合によつて第二次の企業整備が断行されたのであるが、こうしたいきさつを経てやつと存続を許されたパン工場の多くは間もなくB二九の空爆によつてきれいさっぱりと焼き払われてしまつたのである。

この統制組合は戦後もしばらくつづいたが、占領行政の浸透によつて間もなくその姿を消していくことになる。

第二節 第一次企業整備

第一次の企業整備は昭和十六年十月決定の「日菓工連企業整備要綱」によつて行われ、第二次企業整備は昭和十八年六月一日に政府から公表された「戦力増強企業整備要綱」に即して行われた。

いまここでその詳細に言及する余裕はないが、第一次企業整備の要点は、過去十五ヶ月間の生産実績にもとづき、一定の水準以下のものはこれを合同または転廈業せしめるというものであり、第二次整備はこの方針をさらに徹底せしめるという趣旨のものであつた。勿論その実際のやりかたは府県によつて趣を異にしていたが、左記は企業整備前の実績と整備結果を府県別に集計したものである。

昭和十六年府県別パン加工高明細表

地区別	年間平均実績(袋)	地区別	年間平均実績(袋)
(大府県)		(大府県)	
東京都	九九二六〇〇〇袋	東京都	三六、九〇〇
大阪府	四五八、〇〇〇	大阪府	一〇、五〇〇
京都府	一三八、六〇〇	京都府	四〇、九〇〇
神奈川県	三〇七、五〇〇	神奈川県	三九、六〇〇
愛知県	三八二九〇〇	愛知県	六六、〇〇〇
兵庫県	四三一四〇〇	兵庫県	八九、七〇〇
(小計)	二、七〇一九〇〇〇	(小計)	四二、二〇〇
	二七七、二〇〇		四八、八〇〇
	七、五〇〇		
北海道	一九、八〇〇	北海道	
新潟県	一七、一〇〇	新潟県	
福井県	一〇、九〇〇	福井県	
山梨県	一〇、九〇〇	山梨県	
長野県	一〇、九〇〇	長野県	
岐阜県	一〇、九〇〇	岐阜県	
静岡県	一〇、九〇〇	静岡県	
愛知県	一〇、九〇〇	愛知県	
三重県	一〇、九〇〇	三重県	
滋賀県	一〇、九〇〇	滋賀県	
奈良県	一〇、九〇〇	奈良県	
和歌山県	一〇、九〇〇	和歌山県	
鳥取県	一〇、九〇〇	鳥取県	
島根県	一〇、九〇〇	島根県	
山口県	一〇、九〇〇	山口県	
徳島県	一〇、九〇〇	徳島県	
香川県	一〇、九〇〇	香川県	
高知県	一〇、九〇〇	高知県	
愛媛県	一〇、九〇〇	愛媛県	
佐賀県	一〇、九〇〇	佐賀県	
福岡県	一〇、九〇〇	福岡県	
宮崎県	一〇、九〇〇	宮崎県	
鹿児島県	一〇、九〇〇	鹿児島県	
沖縄県	一〇、九〇〇	沖縄県	
本邦繩索	一〇、九〇〇	本邦繩索	
大崎崎	一〇、九〇〇	大崎崎	
長崎崎	一〇、九〇〇	長崎崎	
熊崎	一〇、九〇〇	熊崎	
三〇〇	三〇〇	三〇〇	
三〇〇	三〇〇	三〇〇	

以上は當初統制直前の実績であるが、これを六大阪府とその他に分類してみると六大阪府五四%、その他四六%で、その合計は約五百万袋である。これは現在の製パン実績の約一三%に相当する数字であるが、食パンよりも菓子パンの比率が高かつたことはほんまちがない。なお現在人口は約一億であるが当時の内地人口は七千一百六十万人であった。そしていまよりもはるかに都市化の比率が低かつたことはいうまでもない。

つぎは第一次企業整備の結果であるが、この集計が次表である。

企業整備状況(第一次)

地区別	整備前工場数	整備後	月間平均実績
東京市	四三	三五	三五
横浜市	五二二	二七七	二七七
大阪市	四六	一六	一六
名古屋市	四六	三九	三九
北海道	三四七	二一六	二一六
新潟県	二〇八	一六六	一六六
福井県	八四	一六	一六
山梨県	一四四	三〇	三〇
長野県	一一	一三	一三
岐阜県	一一	一三八	一三八
静岡県	一一	一三	一三
愛知県	一一	一三	一三
三重県	一一	一三	一三
滋賀県	一一	一三	一三
奈良県	一一	一三	一三
和歌山県	一一	一三	一三
鳥取県	一一	一三	一三
島根県	一一	一三	一三
山口県	一一	一三	一三
徳島県	一一	一三	一三
香川県	一一	一三	一三
高知県	一一	一三	一三
愛媛県	一一	一三	一三
佐賀県	一一	一三	一三
福岡県	一一	一三	一三
宮崎県	一一	一三	一三
鹿児島県	一一	一三	一三
沖縄県	一一	一三	一三
本邦繩索	一一	一三	一三
大崎崎	一一	一三	一三
長崎崎	一一	一三	一三
熊崎	一一	一三	一三

あらまし次の通りである。

主要都市の第一次整備概況

◇東京市食パン工業組合の場合

昭和十七年四月現在の組合員数四十四名が、企業整備の結果三五名に統合された。統合前の月間生産力（一日一〇時間）は十五万袋で、窓数は合計九五基、その内訳は次の通りであつた。

二、〇〇	三、九〇	四、六〇	三、三〇	八、一〇〇	五、二　〇	六〇	二〇	一、二〇	一、三六	二、三六	一、三六	二、六二	二、五	七一	一〇〇	七二	五二	四五	五九	四八	四五	八六六	三、八六六	
一、八六	一、八六	一、八六	一、八六	八九四	八九四	一、九〇〇																		
四四基	一三基	一一〇基	一基	一七基																				
焚込窓	ドイツ窓	連続窓	電気運行窓	合計	合計																			

なお当時の月間平均生産高は後掲表の通りで概ね五万七千袋内外である。

◇東京市菓子パン工業組合の場合

整備前の菓子パン工組員は一、五一二名であつたが、それが企業整備の結果二七七名に淘汰された。統合前の月間生産力（一日一〇時間）は一〇万袋（内食パン三〇%）であつたが、当時の月間平均実績は後掲表の通りで、概ね四万九千袋内外であった。

なお、企業整備後の従業員数をみると、食パン七一四名、一工場当たり三人で、菓子パンは一、八四五名（内一〇%女子）、その一工場当たり平均は六・五人であつた。

それからこの外に三多摩地区があるが、これは四六の企業体が十六企業体に整理された。

本表によると三千八百のパン企業が約一千四百企業体に整理されたことになるから、だいたいにおいて約三分の一に整理統合されたわけだ。しかし製菓企業全体をみると、約一〇万をかぞえた企業体が二万に整理されているから、これは五分の一の整理である。そういう点からいと、製パン企業の整理は一般製菓企業よりもはるかにゆるやかなものであつたことになるが、つぎにこの第一次企業整備の結果を代表的な府県についてみると

東京市の小麦粉・砂糖実績表(昭16-17.3)

年	月	食パン(除府下)		菓子パン(除府下)				粉類累計 (食パン+菓子パン)
		小麦粉	砂糖	砂糖	小麦粉	大豆・黍粉	粉類計	
昭和16年	1	袋43,600	斤88,050	斤881,231	袋59,850	袋—	袋59,850	袋103,450
〃	2	45,600	85,500	753,171	59,850	—	59,850	105,450
〃	3	45,600	85,500	757,329	59,850	—	59,850	105,450
〃	4	52,600	85,500	862,421	62,850	—	62,850	115,450
〃	5	47,600	85,500	867,073	62,850	—	62,850	110,450
〃	6	58,900	99,100	757,267	59,850	—	59,850	118,750
〃	7	80,000	150,000	609,101	60,800	—	60,800	140,800
〃	8	75,000	140,625	604,224	55,300	—	55,300	130,300
〃	9	75,000	140,625	587,954	55,400	7,500	62,900	137,900
〃	10	75,500	140,625	584,828	48,400	7,500	56,300	131,800
〃	11	51,000	140,625	588,058	28,860	6,000	34,860	85,960
〃	12	46,000	78,746	587,880	22,000	2,500	24,500	70,500
〃	小計	696,400	1,320,399	8,440,537	—	—	659,760	—
17	1	51,000	95,625	374,157	21,966	2,500	24,466	75,466
〃	2	51,000	95,625	375,648	21,966	—	21,966	72,966
〃	3	57,000	95,625	382,517	28,156	2,500	30,656	87,656
〃	合計	855,900	1,607,274	9,575,891	—	—	736,848	1,592,748

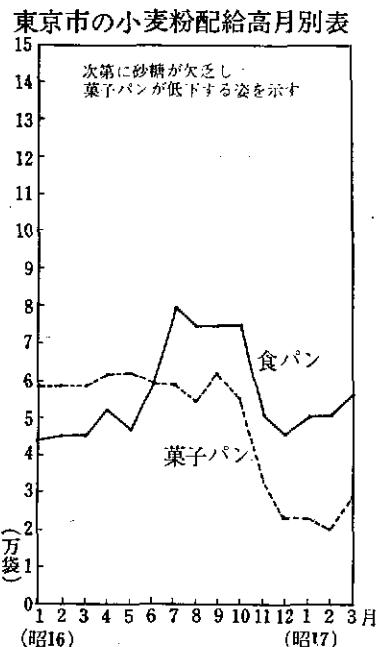
年	月	小麦粉(袋)
一昭和三	一	三七、七八〇
二	四〇、〇〇〇	
三	四五、〇〇〇	

◇大阪市製パン工業組合の場合
整備前の大坂市内の業者数は三七四名であつたが、一度にわたる整備の結果三一社三九工場に圧縮された。
企業整備前後の大阪府パン工組の小麦粉受給月別実績は次の通りである。

大阪府小麦粉月別受給表

昭和一六年及一七年三月迄

四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一二三	一七	計
四五、〇〇〇	四三、〇〇〇	四三、〇〇〇	五六、〇〇〇	五六、九六〇	五六、九六〇	三九、八〇〇	三九、八〇〇	二六、九八〇	四三、一六五	六五七、七六五	六五七、七六五
四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	五六、〇〇〇	五六、九六〇	五六、九六〇	五六、九六〇	三四、一六五	三四、一六五	二六、九八〇	一七	一一一	一一一
四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	五六、〇〇〇	五六、九六〇	五六、九六〇	五六、九六〇	三四、一六五	三四、一六五	二六、九八〇	一七	一一一	一一一
四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	五六、〇〇〇	五六、九六〇	五六、九六〇	五六、九六〇	三四、一六五	三四、一六五	二六、九八〇	一七	一一一	一一一



◇京都都市の場合
整備前の業者数八四名が、整備の結果三三工場に圧縮された。整備後の設備の内訳をみると、電気窯六七、レンガ窯一五、ドイツ窯一、合計八四で、東京とくらべると電気窯の普及がいちぢるしい。これは関西の電気料金が低廉だつたからである。なお当時の小麦粉の月平均受給高は一万袋内外であつたから、大阪市の実績の約三〇%弱である。

◇名古屋市の場合
整備前の業者数一一四名が、整備の結果左記の十三社に淘汰された。

残存工場の内訳表

社名	氏名	男	女子	女子	計
敷島パン	田中元藏	八八人		二七人	
長栄軒	伊藤長一				
中央パン	奥山三五郎				
長角屋	伊藤らく				
鉢	小田和三郎				
旭福軒	伊藤義太郎				
三日月パン	伊藤義吾				
森永キャンデ	高宣				
マルタケ	一郎				
日之出パン	雄				
計	一三				
家					

以上の通りであつて、当時の大手は敷島パンと長栄軒であつた。
なお当時の名古屋市の小麦粉受給高は次の通りであつた。

名古屋市のパン用小麦粉

年	月	食パン	菓子パン	計
昭和一六年	一月	二〇、〇〇〇袋	(含)子雑穀	
二二一年	二月	二九〇、〇〇〇袋	敷島パン	
一九〇〇年	三月	一九〇、〇〇〇袋		
一一九三〇年	四月	一九〇、九二〇袋		
	五月	三〇、九三〇		
	六月	二八、九一〇袋		
	七月	三〇、二八〇袋		

績の約八〇%に相当する。

◇横浜市の場合

これでみると月平均加工高は約二万九千袋であるが、これは大阪市の実

が二三企業体に淘汰された。当時の同市の製パン実績は次の通りである。

横浜市の小麦粉受給量

年	月	食パン	菓子パン	計
昭和一六年	一月	二二、三二〇袋		
二二一年	二月	一二、五五〇袋		
一一六三〇年	三月	三、七八〇		
	四月	一五、四一〇袋		

六	五	四	三	二	一	七	平均	計
二三、〇〇〇	二三、〇〇〇	二二、五三〇	二二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	一五、〇一〇		
二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、九二〇	二一、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八、〇〇〇	一五、〇一〇		
二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二三、四〇〇	二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、〇〇〇	一三、四〇〇		
二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、九二〇	二一、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八、〇〇〇	一三、〇〇〇		
二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、五五〇	二二、〇〇〇	二一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇		
二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、五五〇	二二、〇〇〇	二一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇		
二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、九二〇	二一、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八、〇〇〇	一三、〇〇〇		
二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、九二〇	二一、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八、〇〇〇	一三、〇〇〇		
二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、九二〇	二一、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八、〇〇〇	一三、〇〇〇		
二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、九二〇	二一、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八、〇〇〇	一三、〇〇〇		

なつた。

第三節 第二次及び第三次企業整備

以上は第一次企業整備についての概略であるが、第二次企業整備は昭和十八年六月一日発表の「戦力増強企業整備」要綱にもとづいて実施された。その結果を製菓業についてみると第一次企業整備で五分の一に淘汰された企業体が更にその半数以下に淘汰されている。パン業界についても同じような整備が進行したであろうが、これを数字をもつて立証するに足る資料がない。

しかしここでただ一つ云えることは、パン業界の第二次企業整備は地方食糧営団の強力な統制下に行われたということである。

いうまでもなく食糧営団の目的とするところは主要食糧の配給統制であつて生産加工統制ではない。しかし食管法第七条には「政府は勅令の定めるところにより必要ありと認めるときは主要食糧の貯蔵、交換、加工または製造を為すことを得」とある。これは必要ありと認めたら営団がパンの流通部門だけでなく生産部門も吸収することもできると示すものであるが、地方食糧営団（といつてもその実体は米屋であるが）はこの点に特に注目して次の如き運営方針なるものを打ち出したのである。

「パンについては営団が卸売業務を吸収し、地方の実状如何によつてはその製造または小売業務を吸収し得るものとする」

これはパンの流通部門だけでなく生産部門を吸収してもよいということに外ならないが、大阪府及び兵庫県においてはこの方針にもとづいて製パン部門まで営団に吸収合併されるという悲劇的事態が進行したのである。ではどうして企業整備でなくて、製パン企業そのものから足を洗つてしまふようなことが行われたかというと、その根本は時局認識の問題であった。

当時はすでに日独伊の枢軸軍の敗勢は覆うべくもなかつた。だとすると大都市の敵機による破壊は必至である。それならいまのうちに半身不隨の

生産部門をこれをほしがる地方食糧営団になるべく有利な条件で引渡してその代償を得ることが、むしろプラスではないかとの見方も成り立つ。大阪や兵庫においてはこうした考方にもとづいて生産実績まで地方食糧営団に引渡すことになつたのであるが、そうした行き方をとらない他の都市においては、大部分の工場が相次ぐ爆撃で潰滅し去つたのである。しかしこの点は生産実績を入手した営団の場合も同じであつた。

どの行き方が賢明であつたかは歴史の審判に俟つ外ないが、ただ結果からいふと戦後大阪、兵庫などの業者は委託加工業者からの出発を余儀なくされることになつたのである。

第四節 地方食糧営団とパンの配給

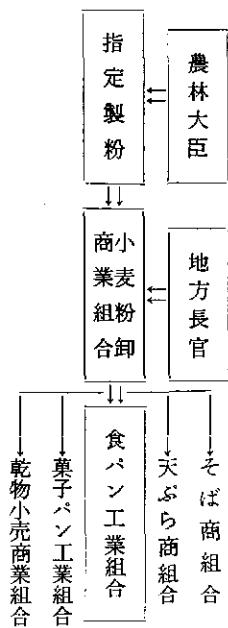
次に地方食糧営団を中心とするパンの配給統制の進行状況にあれてみよう。

統制の基本となつた食糧管理法の成立は、昭和十七年二月二十一日であり、この法律によつて地方食糧営団なるものが発足したのは同年十月十日であつたが、六大都市においてパン類の切符制配給が開始されたのはその前年の十六年四月の二十一日であつた。

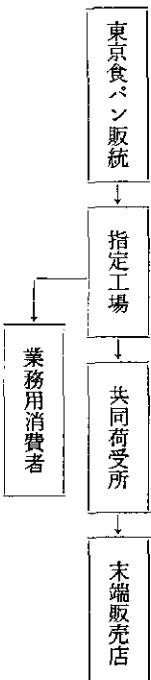
そのやりかたは地方によつてそれぞれ特色があつたが、東京市の場合を挙げるとこの切符制配給の推進にあつたのは警視庁であつた。それは治安という立場から食糧確保の問題がとりあげられたことを示すものであるが、最初に配給対象としてとりあげられたのは食パンであつた。その食パン配給のために東京都食パン販売統制会社が設立されたのは、昭和十六年

の五月八日であつたが、これは資本金十八万円の会社で、その構成員は東京食パン製造工業組合員の四十三名であつた。当時の東京における小麦粉及びパン配給系統を示せばあらまし次の通りである。

(1) 東京市の小麦粉配給系統図



(2) 東京市のパン類配給系統図



B、菓子パン



C、乾パン

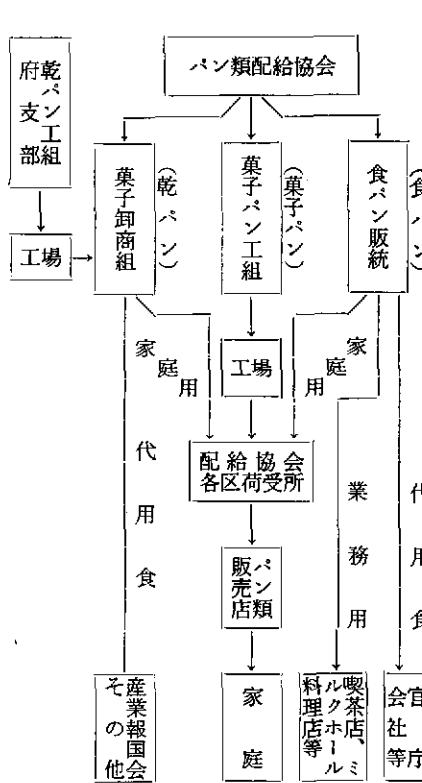
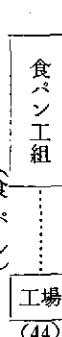


この配給方式は地方食糧営団の登場後登録配給制にかわり、さらに総合配給制に移行したのであるが、当時の食パン取扱数量は月間約五万袋強であった。従つてその一日分は約一千七百袋ということになるが、その業態別

内訳は家庭用向け六〇%、業務用向け二三%、その他の官庁外人向け一七%である。

なおこの食パン販統会社の社長は高世勇司（関口フランズパン）専務は白鳥三朝（食パン工組）田辺一郎（九十パン）氏であつた。

この食パン販統単独配給に次いで現われたのが「東京府パン類配給協会」による配給時代であり、左記はこれが配給経路図である。



これでみてもわかるようにこの段階ではパンはまだ米の代用食であつた。これが米差引きの総合配給に移つたのは地方食糧営団配給に移行してからである。

地方食糧営団の設立は昭和十七年十月十日であつた。最初のパン界代表理事は柴山久喜であり、やがて白鳥三朝氏がこれに代つた。

営団では第二業務部にパン類課を設け、ここで食パン、乾パン、菓子パンの受渡業務を処理した。しかしふん類の配給組織は、パン類配給協会時代そのままで、荷受所四十八ヶ所を経て営団指定販売店一、四七五軒から配給された。

やがて戦局の悪化と共に營団統制は次々に強化されていった。荷扱所は廃止されて營団支所がこれに代り、昭和二十年五月一日から指定販売店も廃止されて米穀配給所扱いとなつた。これは相次ぐ爆撃で販売店の多くが焼失したからである。業務用配給が廃止されてすべて米差引配給となつたのは二十年の五月十五日以降である。

以上は東京の場合であるが、どの地方もこれと大同少異であつた。

第五節 学童パン給食の顛末

政府は決戦非常措置要綱の決定にもとづいて、昭和十九年三月三日の定例閣議で六大城市への学童給食を決定した。給食量は一人一日米七勺（代替食を含む）であつたが、米をパンに代えてよいとされた。

給食は四月一日から開始されたが、東京では米またはパンの何れかを配給した。しかし夏になると米飯給食は食品衛生上問題が多いということになり、九月以降学童給食はパンに限るということになつた。この給食パンは一個四十七匁で、その生産者価格は九銭七厘五毛、營団販売価格は十銭であつた。

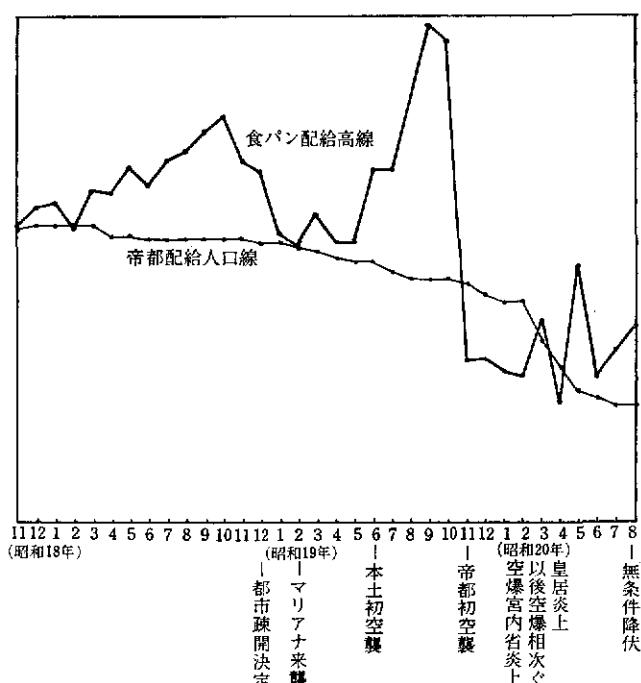
政府はこの給食用パンに充てる小麦粉を捻出するため、従来九〇%歩止りだつた小麦粉を九三%歩止りに引上げる措置をとつた。

東京の場合この学校給食は昭和二十年の四月をもつて打ち切られた。理由は突爆の激化と疎開学童の増加であつた。他の大都市もおそらく同じような経路をたどつたことであろう。

もちろんこの給食は米差引であつた。

なお、この学童パン給食は本格的な学童給食パンのはじまりともいいうべきものである。

次に終戦までの東京における營団の学給パンを含むパンの配給実績月別表を掲げておく。



第六節 パンの規格・価格統制

第一次世界大戦勃発直後の昭和十四年九月十八日付をもつて、すべての物価を凍結する非常措置が採られた。しかしそれには無理と不合理があつたので、つぎつぎに各商品別に公定価格なるものが設定されていつた。それ以来⑥と⑦のことばが流行したが、⑦というものはヤミ価格のことである。

パンの公定価格が設定されたのは昭和十五年七月十一日であつたが、支那事変前からその後の食パン一斤当たりの価格推移の状況をみると概ね次の通りである。

昭和 九年	一六銭
〃 十年	一六銭
〃 十一年	一六銭
〃 十二年	一七銭（支那事変）
〃 十三年	一七銭
〃 十四年	一九銭（物価停止令）
〃 十五年	一〇銭（公定価格）

なお左記は昭和十五年七月十一日付商工省告示に表示されたパンの公定価格である。

初のパン公定価格

一、食パン	一本三六〇匁以上	五〇銭
	一本三〇〇匁以上三六〇匁以下	四二銭
	一本二四〇匁以上三〇〇匁以下	三三銭
	一斤一二〇匁以上	二〇銭
	一斤一〇〇匁以上一二〇匁以下	一七銭
	一斤八〇匁以上一〇〇匁未満	一三銭
	半斤六〇匁以上八〇匁未満	一三銭

半斤五〇匁以上六〇匁未満 九銭
半斤四〇匁以上五〇匁未満 七銭

二、その他の食パン

フランスパン、黒パン、バターロール、コツペの価格は食パンの量目比例により算出する。特殊食パンの価格は地方長官がきめる。サンドウキツチジャム付またはバタ付も右と同じ。

三、菓子パン（一個一七匁以上）

卸四銭小売五銭

菓子パンとは三割以上の砂糖を使用したものをいう。

これをみると配合については菓子パンの砂糖量使用率以外何もきまつてないが、それは近いうちに副原料の供給が欠乏することを予想したからであつた。

なお次は昭和十六年九月九日決定の公定価格である。

⑥パン及び菓子パン（昭一五・七・一一同年九・一九十六年九・九）価格等統制令第七条ノ規定ニヨリパン類ノ販売価格ヲ左ノ通り指定ス——商工大臣 藤原銀次郎

一、食パン

製造者販売価格	一斤二六〇匁以上五〇銭
〃 〃 未満四二銭 小売業者	一斤一二〇匁以上一〇銭
同 同	未満一七銭
同 一〇〇匁以上	未満二三銭
同 八〇匁未満	
〃 三〇〇匁未満三三銭	

二、菓子パン 一個十七匁以上

製造業者四銭 小売業者五銭

右ノ量目ハ焼上後二十四時間経過量

三、サンドウキツチ類（略）

次は既に太平洋戦争の敗色が濃厚になつた昭和十八年十月十八日制定の規格であるが、もうこのころになると砂糖は勿論油脂も欠乏しており、そうした副原料の使用比率をきめるどころではなかつた。したがつて砂糖を

多く使う菓子パンは姿を消し、そのかわりに味付パンが登場しているが、これに対する砂糖の使用量はただ「適量」と書いてあるだけである。

また小麦粉の歩止りが引上げられたことは勿論であるが、それでも絶対量が足りないので、小麦粉の代りにいろんな穀粉や未利用資源を使つてもよいことになっている。

(農林省告示第五六五号 パン類最高販売価格指定の件) 昭和十八年

十月十八日 農林大臣 山崎達之輔

一、食パン及味付パン

種 别	一個当量目	卸	小 売
食 パ ン	三六〇匁	六〇 銭	六九 銭
味 付 パ ン	三〇匁	七厘一厘	八 銭
使 用 原 料	配 合	割 合	味付パンノ割合
小麦粉 (手粉ヲ含マズ)	二 二 匝	二 二 匝	八八〇匁以上
砂 糖	三〇〇匁以上	適 量	適 量
酵 母 (生 及 乾 燥)			
イーストフード、食用油			
脂 食塩、水及手粉			

一、本表ノ食パン及び味付パントハ左ニ掲タル原料ヲ左ニ掲タル配合割合ヲ以テ混合シ酵母ニヨリ発酵セシメ焙焼シタルモノヲ謂フ

渡しの価格とし、本表の地方食量營團または小売業者最高販売価格は売主の店先渡または持込渡しの価格とす(略)
 なお、ここで味付パンなるものが登場しているが、これはやがて砂糖の配給がゼロとなつたので、遂に名ばかりのものになつてしまつた。
 イーストが原料不足のために窮屈になつたのは太平洋戦争がはじまつたころであるがこれがパン用イースト協議会による割当配給にかわつたのは昭和十七年であつた。

最初のうちは一袋当り〇・七ボンドが割当基準であつたが、それが次第に低下していくことはいうまでもない。

④ 小麦粉 (昭一五・一・三一告示第一号)

強力品(二 匝一袋 小売価格七円六九、一 匝当三七錢
 和—玉蘭 日清—カメリヤ 増田—紫洞巻 日本—ヨツト 日東—カツブ 大阪—ジョーカー 昭

(二) 一銘柄略 小売価格七円四二、六、二一
 薄力品 銘柄略 六円三一と六、四六

(公) 砂 糖 (昭一五・四・五)

種類	銘柄	糖 (昭一五・四・五)
精白砂糖	A No. 2 級	生産者代理店
赤白砂糖	一 号 級	卸
精白砂糖	上一等級(六ヶ入)	小 売
精白砂糖	クリスピタール	消費 者
一		
二五、六〇	二五、五〇	二五円六〇
二五、九五	二三、七五〇	一七、五〇
二六、二〇	二四、一〇	一八、〇〇
二九、三〇	三四、一〇	二一、四五
三〇、一〇	四四、七七〇	三〇円九〇
三〇、一〇	四四、七七〇	三二円七〇
三〇、一〇	四四、九九〇	二三、二〇

使用原料中ノ小麦粉ノ代替物トシテ米粉、豆粉(脱脂大豆ヲ含ム)粟粉
 碑粉、玉蜀黍粉、甘藷粉又ハ地方長官ガ農林大臣ノ承認ヲ得テ指定シタル
 モノヲ使用スルコトヲ得ルモノトス
 但シ代替物ノ小麦粉重量ニ對スル代替割合ハ地方長官ノ定ムル割合ニヨル
 モノトス

二、本表の製造業者販売価格は買主店先渡又は地方長官の指定する配給所

(公) イースト及イーストフッド (昭一五・八・二〇)

品名	単位	生産者	卸	小売
生イースト	一封度	五〇銭	六二七六三銭	六八七七三銭
乾燥イースト	ド	一	一	二、〇〇円
ダイスト・フツ	ド	一	一	四五銭

④ 食用硬化油 (昭一五・九・一一)

百疋容器詰——六六円四〇銭

④ 人造バター (昭一八・三・一七)

水分二〇%以内植物油脂四以上 四五〇瓦卸五四錢小売六六錢

④ ジヤム (昭一八・四・一)

苺、チエリー、マーマレード六メ当 一一円四〇銭、小売百匁四二銭

第七節 終戦から食糧地獄へ

以上は太平洋戦争中のパンをめぐる食糧統制のあらましであるが、日本に本格的な食糧地獄が訪れたのは終戦後であった。しかし戦後のことには改めて言及するので、ここで一応のしめくくりをしておきたい。

これまでの記述でわかる通り戦争直前の食糧事情は窮屈そのものであつた。その原因が多岐に亘ることはいうまでもないが、その根本原因がアメリカの集中的攻撃のすさまじい効果にあつたことは否定し難い事実である。

マツカーサーはその回想記でこうのべている。

「日本政府が連合国側の回答を検討している間に、トルマン大統領は八月十二日、戦略空軍に攻撃活動の停止を命じた。しかし私の指揮下の極東空軍と日本水域にある連合艦隊は爆撃の手をゆるめなかつた。八月十三日になつても日本側から何の回答もなく、戦略空軍は攻撃の再開を命ぜられ、その日のうちにハルゼー提督のひきいる第三艦隊の空母積載機一千機

が東京に最後の空しゅうを行なつた。ひとつのがれがこれほど集中的な空からの攻撃にさらされたことは歴史上正に類例をみない。大戦最後の十五日間、私の第五第七空軍は九州にたいしてだけでも延べ七千三百七十二機が出撃した。このようにしてケニー将軍指揮下の極東空軍は、すさまじい爆弾のサク烈音をとどろかせながら、日本への打撃を最高潮にたかめていつた。戦争の最後の七カ月半の間に極東空軍は船舶二八四万六九三二トン、敵飛行機一、三七五機を破壊し、十万トンの爆弾を投下し、出撃は延べ十五万機以上に及んだ。八月十五日は歴史的に多事の日となつた。この日米国は日本から最終的な降伏通告を受取り、トルマン大統領は太平洋戦争の終結を宣言し、また日本の天皇は日本国民に向けて降伏発表の劇的で異例な放送を行なつたのだ。私にとつても個人的に特別な日だつた。私は連合軍最高司令官に任命されたからだ」と。

最後の瞬間まで東京府パン統制組合本部を死守した笠原福治氏は、その手記で敗戦の玉音放送をきいた瞬間を次の通り語つている。

「パン統制本部で頑張るわれわれは、明日をも知れない絶対絶命の悪条件の中で、最後にはたのみとする役員諸氏ともはなればなれとなり、職員同志がお互にはげまし合つて、落城の危機を防ぎ、その孤塙を断乎としてまもりぬいた。

やがて昭和二十年八月十五日、大日本帝国崩壊の日を告げる報せだ。ラジオを通じて流れる涙の玉音と共に、われわれはわれわれが団結してまもりぬいたパン統制本部事務所で、切歎扼腕ぶりしづる憤激の涙で、これをきいたのであつた。一同襟を正して哀調切々たる玉音を耳にしたとき、最後の最後まで祖国の必勝を信じてうたがわなかつたわれわれの張り詰めた気持は、がくりと音をたててくずれ行く姿をただ一途に思い知らされる以外の何ものでもなかつた」と。

たしかに真情胸にせまるものがあるが、ありかえつてみると、パンは主食だといつて日暮工連の傘下から離脱したパン業者は、こんどは地方食糧營団という名の米屋の团体にしつかりと押しつけられた。そして政府から

は天下り的な企業合同を強いられた。こうしてパン業者は米英とだけでなく、官僚統制と営団統制に苦杯をなめさせられこれと斗うことになったのである。

しかしそれも勝つためとあればやむを得ない試練であつた。ところが不敗のはずであつた大日本帝国が無条件降伏してしまつたのである。張りつめた風船玉が破裂してしまつたような感におそわれたのは当然というの外ないが、その敗戦日本におとされたのは未曾有の食糧地獄であつた。しかしこの敗戦を転機として思いもかけなかつたパン食の黄金時代がやつてきたのだから、運命というものは皮肉なものといわざるを得ない。